

# 【 新入社員安全衛生教育 】

## ＜ 実 施 要 領 ＞

(一社)秋田県労働基準協会

### 1. 教育について

労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇い入れた時は、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならないとされています。当協会では、この教育を下記により実施しますので、自社において法定の教育を実施されない場合は、本教育を受講されますようご案内致します。

### 2. 日時及び会場

〔 日 時 〕 令和6年4月23日(火)

9時00分 ～ 17時00分

会場: 協働大町ビル

( 8時50分から開講オリエンテーションを行います。 )

※ 協働大町ビルの地図は当協会HPの「地図・住所」の「本部・秋田支部」の地図を参照ください。

### 3. 講習科目

【 学 科 】 労働安全衛生規則第35条の規定による

1. 産業安全について(2.5H)
2. 労働衛生について(2.5H)
3. 関係法令について(1.5H)

### 4. 定員(定員になり次第締切ります)

100 名(受講申込者が10名未満の場合は、開催を中止いたしますのでご了承願います。)

### 5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	会員(*)	非会員
受 講 料(税込み)	9,014円	14,514円
テキスト代(税込み)	968円	968円
合 計 (税込み)	9,982円	15,482円

(\*)当協会の会員です。

※テキスト代は変更になる場合があります。

### 6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。  
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和6年4月16日(火)** とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

● 【 申 込 先 】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44  
一般社団法人 秋田県労働基準協会  
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

● 【 振 込 先 】 秋田銀行 大町支店 (普) 967575  
一般社団法人 秋田県労働基準協会  
専務理事 町田 良則 (マチダ ヨシノリ)

※振込は関係資料の送付後に行ってくださいようお願いいたします。

### 7. その他

全科目を受講した方には「修了証」を交付します。